

## 第44号議案

### 島根県立教育センター条例の一部を改正する条例

島根県立教育センター条例（昭和46年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 島根県教育センター条例

第1条中「、教育関係職員の研修及び情報処理教育に係る生徒の実習」を「及び教育関係職員の研修」に、「島根県立教育センター」を「島根県教育センター」に、「次のとおり」を「松江市に」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育センターの支所として、浜田教育センターを浜田市に設置する。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。